

不服申立てサポート

- 税務調査の結果、税務当局により行われた課税処分に納得できない場合は、不服申立て（再調査の請求・審査請求）をすることができ、審査請求の結果に納得できない場合はさらに税務訴訟を提起することができます。
- 理由に合理性のない課税処分を甘受することは、経営責任にもつながる可能性もあるため、課税処分の内容を精査し、不服申立て及び訴訟の提起を検討することは非常に有益です。
- 特に審査請求は、各種書面の提出期限が短く設定されるため、効率的に対応することが必要です。
- 弁護士及び国税不服審判所審判官の経験者等が中心になって対応するため、国税不服審判所の内部事務を踏まえた効率的な対応が可能です。

※ 再調査の請求

処分を行った行政庁自身に処分内容の見直しを求める事。

※ 審査請求

行政庁の第三者的機関である国税不服審判所に課税処分の取消しを求める事。

不服申立てサポート

サポート内容

- ① 課税処分の内容に納得できない場合の不服申立ての実効性の検討
- ② 効果的な不服申立ての方法の検討(再調査の請求又は直接審査請求)
- ③ 不服申立ての手続き・文書作成のサポート

再調査の請求の場合

- 再調査請求書作成のサポート
- 再調査審理庁との連絡窓口代行
- 再調査審理庁からの提出依頼資料の検討サポート
- その他再調査の請求に係る各種手続きのサポート

審査請求の場合

- 審査請求の手続きの具体的な流れについての事前説明
- 主張書面(審査請求書・反論書・意見書等)作成のサポート
- 国税不服審判所に提出する証拠書類の検討サポート
- 国税不服審判所との連絡窓口代行、書類受領・送付代行
- 国税不服審判所との面談時の日程調整・連絡
- その他審査請求に係る各種手続きのサポート